

宮崎県環境情報センターに関する覚書

宮崎県立図書館長（以下「甲」という。）と宮崎県環境森林部環境森林課長（以下「乙」という。）とは、宮崎県環境情報センター（執務部分、展示部分及び倉庫を含む。以下「センター」という。）の設置及び運営について、次のとおり覚書を交換する。

第1条 センターの設置場所及び面積については、別に教育長が環境森林部長あてに承認する教育財産使用承認のとおりとする。

第2条 甲は、以下のとおり、甲の職員及び甲と委託契約を締結した者をセンター内に立ち入らせることができる。

- (1) 甲の庁舎管理等に関する業務全般
- (2) 火災・地震等の自然災害及び事件・事故等の発生時
- (3) その他甲が必要があると認めるとき

2 甲が庁舎管理上、センターへ指示の必要があると認めるときは、センターは甲の指示に従わなければならない。

第3条 乙及びセンターは、図書館利用者とのトラブル防止のため、センターの設備配置を変更するときは、必要に応じて甲と協議するものとする。

第4条 乙及びセンターは、センターで実施する講座及び行事等におけるセンター利用者の状況により、閲覧室等での甲の業務に支障が生じないように必要な措置を講じるものとする。

第5条 センターの開所時間については、原則として、県立図書館管理規則（昭和63年宮崎県教育委員会規則第3号）第10条の開館時間（午前9時から午後7時まで）以内とする。

第6条 乙は、本覚書の内容について、乙が作成するセンター運営に係る業務説明書に記載するものとする。

第7条 この覚書に定める事項について遵守するとともに、疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書を交換した証として、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年4月1日

甲 宮崎県立図書館長



乙 宮崎県環境森林部環境森林課長

